

11月は児童虐待防止推進月間です

児童虐待とは

●**身体的虐待** 殴る・蹴るなどの生命に危険を及ぼす行為

●**性的虐待** 児童にわいせつな行為をする・させるなど

●**ネグレクト** 衣食住の世話をしない・通学させないなど

●**心理的虐待** 言葉で脅す・無視する・子どもの目の前での家庭内暴力など

これらの行為は、児童の人権を著しく侵害し、児童の心身の成長や人格形成に大きな影響を及ぼします。

虐待を発見したら

児童相談所

全国共通ダイヤルは「189（いち・はやく）」です。休日・夜間も対応しています。「児童虐待では？」と感じ

虐待かもと思ったら

児童相談所虐待対応ダイヤル（通話料無料）

189

※一部のIP電話からはつながりません。

ることがあれば連絡してください。

虐待かどうかの判断は、市や児童相談所で行います。市などの調査で虐待の事実がないことが分かって、連絡した人が責任を問われるこ

とはありません。また、連絡した人の秘密は守られます。

●**県子どもへの虐待を防止し権利を擁護する条例が制定されました**

4月に、県・県民・市町村などが一体となって虐待防止の理解を深め、虐待から子どもの生命と権利を守るための条例が制定されました。

県では、子どもへの虐待の防止と子どもの権利擁護に関する取り組みを推進し、子どもが心身ともに健やかに成長する社会の実現を目指します。

●条例の基本理念

◇虐待は、子どもの人権を著しく侵害し、その心身の成長および人格の形成に重大な影響を与える行為であり、何人も決してこれを行ってはならず、また、許してはならない

◇子どもを虐待から守るにあたっては、子どもの生命を守ることが最優先とするとともに、子どもを権利の主体として尊重し、子どもの最善の利益を考慮しなければならぬ

◇虐待は、社会的要因、経済的要因その他さまざまな要因により、あらゆる家庭において起

り得るといふ認識の下に、子育て中の家庭が孤立しない社会の実現に向けて取り組まなければならない

●相談と問い合わせ先

◇子ども相談センター
☎(585)2460



◇福岡児童相談所

☎(586)0023

子ども虐待防止オレンジリボン運動

オレンジリボンは子どもの虐待を防止する運動のシンボルです。



多くの人にオレンジリボンを知ってもらうため、「オレンジリボン啓発マスク」を配ります。

●日時 11月6日(日) 午前10時～午後3時

●会場 すこやか交流プラザ1階
れいわ子ども情報センター

●問い合わせ先
認定NPO法人チャイルドケアセンター
☎(589)8688

●問い合わせ先

こども健康課こども家庭担当
☎(580)1964

受給には申請が必要です

特別児童扶養手当

●**対象者** 精神または身体に中程度以上の障がいがある20歳未満の児童を監護している父母または養育者

※次のいずれかに当てはまる人は、支給されません。

◇父母または養育者と児童の住所が国内にない

◇対象児童が、障がいを支給事由とする公的年金を受けることができる（障害児福祉手当は年金ではありません）

◇対象児童が児童福祉施設に入所している（母子生活支援施設、保育所、通所施設を除く）

◇所得が一定額以上ある など

●**手当月額**（児童1人につき）

◇1級 5万2400円

◇2級 3万4900円

●**支給月** ◇4月（12～3月分）◇8月（4～7月分）◇11月（8～11月分）

※申請の翌月分から手当を受けることができます。詳しくは、問い合わせてください。

●申請と問い合わせ先

子育て支援課子育て支援担当
☎(580)1862